

給付金



コロナ感染症緊急支援対策

## 大学生等応援給付金の申請はお済みですか

学校教育課 教務係 ☎65・1149

桂川町では、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策として、「大学生等応援給付金給付事業」を左記のとおり実施しています。

【給付金額】一人あたり3万円

※給付金の支給を受けるには、本人からの申請が必要です。

【対象】○申請時に大学等に在籍していること

○基準日(令和3年4月1日)において、本人または保護者が桂川町に住民登録があり、引き続き申請日において、住民登録があること

○申請日において、年齢18歳以上  
【給付金が受けられる大学等とは】

原則として、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4学年以上)、専修学校及び各種学校。ただし、修業年限が1年以上の過程であること。

【提出書類】

- ①大学生等応援給付金支給申請書
- ②令和3年4月1日以降に発行された在学証明書(原本)
- ③学生本人名義の金融機関等の通帳の写し
- ④保護者からの同意書(該当者のみ)。保護

## 《参考》

在籍する専修学校及び各種学校が対象となるかは、文部科学省ホームページから確認できます。

### 【検索ワード】

専修学校・各種学校一覧：文部科学省

検索

※この他にも該当する場合がありますので、学校教育課までご連絡ください。

者が桂川町に住民票があり、本人が町外に住民票を置いている場合は、受給資格の確認のため保護者の住所等を公簿等で確認を行いますので、同意書が必要です。

※①の「申請書」及び④の「同意書」は、桂川町HPからダウンロードするか学校教育課窓口で取得してください。

※その他、必要に応じて、他の資料を求める事がありますので、ご了承ください。

【申請方法】申請書および添付書類を揃えて、原則として、郵便による申請をお願いします。

【申請期間】○郵便申請：令和3年7月31日(土)までの消印有効

○学校教育課窓口申請：令和3年7月30日(金)17時15分まで

お知らせ



## 桂川町商工会会長再任 太田勤さん再任

桂川町商工会 ☎65・0020

桂川町商工会会長に太田勤おたのつとむさんが再任しました。任期は令和3年6月1日から3年間です。



▲再任した太田会長。「コロナ禍で大変な状況ではありますが、引き続き桂川町役場と連携強化を図り、商工会会員の増加・商工業発展に尽力していきたい」と話されました。

## 木曜日は 19時まで窓口延長

桂川町役場では、祝日を除く毎週木曜日は、19時まで下記の部署で窓口の延長を行っています。なお、一部対応できない業務もありますので、来庁する際は各部署へ事前にご連絡をお願いします。

課名	問合せ
住民課	☎65・3301
税務課	☎65・1076
保険環境課	☎65・1097
水道課	☎65・3241
建設事業課	☎65・3330
学校教育課	☎65・1149